# 韓国における外国人労働者への支援活動の現状と今後の課題 Present condition of activities supporting migrant workers and future issues in South Korea へ永佳子 金城学院大学 文学研究科 博士課程後期課程 社会学専攻

# HISANAGA YOSHIKO

Sociology Major Graduate of Kinjo Gakuin University キーワード:韓国、雇用許可制、外国人政策、外国人労働者を含む移住者支援

# 1. 報告の背景と目的

韓国は、1988年のソウルオリンピック頃から外国人労働者流入の時代を迎えた。政府は、1991年に海外投資企業研修制度、次いで1993年には産業研修制度を採用した。しかし、この制度のもとでは、低賃金、強制労働、賃金遅配、暴力などの問題が生じ、労災補償もなかった。研修生の職場離脱、不法就労も増え、2002年には、未登録労働者が、約29万人に上った。そのため政府は、研修制度の見直しを進め、2004年に「外国人労働者の雇用等に関する法律」を施行し、雇用許可制を導入した。そして2007年には、増加する外国人労働者や結婚移住者を包摂する多文化共生社会を築く方向で「在韓外国人処遇基本法」、さらに2008年には結婚移住者と子供らの安寧な暮らしのための「多文化家族支援法」を制定した。

こうした韓国における制度改革については、すでに金梅(2005)、白井京(2008)、宣元錫(2010)などの報告があるが、現地での外国人労働者・結婚移住者支援活動の実状や課題に関する報告は少ない。 筆者は、現地の第一線で支援活動に携わる公的機関と市民団体を訪問し、聴き取り調査と資料収集をおこなった。本報告の目的は、その結果を述べ、日本の参考になる事項について考察することである。

# 2. 方法

訪問先は、公的機関が3ヵ所と市民団体が7ヵ所で、具体的には、2009年3月に安山外国人勤労者センター(政府委託機関、安山市)と、移住民通訳支援センター(公的施設内でNGO、安山市)、同年11月に梁山外国人労働者の家(キリスト教系市民団体、梁山市)と、多文化家族支援センター(市委託機関でNPO、梁山市)、2010年8月に水原移住民センター(市民団体、水原市)、水原市外国人福祉センター(市委託機関、水原市)、仁川外国人勤労者センター(政府委託機関、仁川市)、外国人勤労者相談所(仁川広域市南区附設、仁川市)、富川移住労働者福祉センター(社団法人、富川市)、同年9月には大田移住労働者連帯(民間団体、太田市)である。聴き取りは、各機関・団体の活動状況、活動のなかで把握された外国人労働者の状況、今後の支援活動や制度改善の課題について実施した。また、各機関・団体の活動に関する資料と韓国労働部の資料を収集した。聴き取り結果と収集資料の記述を対照させつつ、現状を分析した。

### 3. 結果と考察

2010 年 8 月時点では、雇用許可制で来韓した外国人労働者を支援する組織としては、韓国労働部から 業務委託された「勤労者支援センター」が全国に 8 ヵ所、行政機関に登録された市民団体が同じく約 150 ヵ所ある。政府は、雇用許可制以前から活動していた市民団体には、これまでの外国人労働者への寄与 の大きさを認め、団体支援金を拠出して、外国人労働者への支援活動に対し協力を求めている。他に登 録はされていないが、外国人労働者を支援している団体や個人などがあった。

公的機関と市民団体が行っている外国人労働者への支援については、それぞれの支援団体の規模によ

り多少の違いはあるが、以下のようである。①相談支援(賃金・退職金・産業災害・疾病・不当労働・事業場移動・書類作成方法など)、②教育支援(韓国語・コンピューター・労働法などの法律・帰還教育など)、③無料診療支援、④韓国伝統文化事業(旧正月やチュソクの行事など)への参加、⑤文化(衣食住)・国別コミュニティ支援、⑥移住者のための多文化体験支援などの幅広い共通点があった。これらの事業を推進していくために必要不可欠なのが、通訳者の存在と財政問題である。現在韓国は15ヵ国と二国間協定を結んでいるため、公民問わず支援団体は、様々な国の外国人労働者に対応するために、常勤あるいはボランティアとして通訳者の協力を得ている。小規模な支援団体では、通訳者も3-4名と少ないため、外国人労働者の相談を出身国で限定している所もあった。公的機関の勤労者支援センターは、基本的には15ヵ国の外国人労働者を対象としている。通訳者の中には、10年以上韓国で生活している結婚移住者や、旧ソ連地域の独立国家共同体から来た外国国籍同胞など5ヵ国語を操る人もいた。

財政問題については、政府委託機関と政府からの支援金を受けている団体がかなり有利な立場にある。 しかし調査した水原市の例では、市が外国人への支援機関を1ヵ所しか認めない政策を2006年末に決め たために、2000年から外国人労働者を支援していた市民団体は、公的支援金を中止され、活動場所の転 居も余儀なくされた。この団体は、市民や外国人労働者などから、長年の外国人労働者支援活動を評価 され、継続を望む人々からの活動場所の提供と、社会福祉共同募金会から「愛の果実」という名の資金 提供を受け、支援活動を継続している。

韓国における外国人労働者政策のもう一つの課題は、多数の未登録労働者である。公的機関は基本的に未登録労働者の支援活動はしていない。調査した市民団体は、未登録労働者はもちろん、団体によっては結婚移住者とその子供たちへの支援を拡大し、行政の手が行き届かない人々にも支援の手を差しのべている。そして、職場離脱や家庭内暴力を受けたりして行き場のない移住者には、シムトといわれる避難所を設け、宿泊所と簡単な食事提供をして、自立の手助けをしている。

以上のように韓国における外国人労働者への支援活動は、かなり幅広く行われている。大田市では、 60以上の医療機関が協力して、移住外国人のための医療支援を毎日曜日行い、昨年1年間で3千人以上 の利用をえていた。これらの支援活動には、宗教の関わりも大きいようだが、個々人の努力も大きい。

日本では、1988年に『今後における外国人労働者受入れの方向』(労働省職業安定局)の中で「雇用許可制」の構想が出されたが、実行に至っていない。韓国の雇用許可制、多文化共生社会を築く政策、外国人労働者を含む移住者への支援活動の経験を生かしつつ、日本の現状に合った外国人研修・技能実習制度の改善、外国人受入れ政策の見直しなどを検討することが必要と思われる。

### 主な参考文献とインターネット資料

- ・宣元錫,2010年,「韓国の「外国人力」受入れ政策」『総合政策研究第』第18号,157-169頁.
- ・金梅,2005年,「외국인 고용제도경로 의존성에대한 연구」(「外国人雇用制度経路依存性に対する研究」)**서울**(ソウル)産業大学校 IT 政策専門大学院 修士論文.
- ・ **설**동훈, 2008, 『외국인노동자와 한국사회』 서울대학교출판부. (ソル・ドンフン, 2008 年, 『外国人労働者と韓国社会』ソウル大学出版部.)
- ・ 하갑래, 최태호, 2005, 『외국인 고용과 근로관계』 중앙경제. (ハ・カプレ, チェ・テホ, 2005, 『外国人雇用と勤労関係』中央経済, 2005 年.)
- ・白井京 「在韓外国人処遇基本法―外国人の社会統合と多文化共生―」

[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/235/023504.pdf#search='韓国の外国人労働政策'](検索日: 2008/05/31)